

菊名駅自転車駐車場における不正行為について

1 概 要

横浜市営自転車駐車場管理運営業務委託の南部及び北部地域を受託している横浜市 S & C パーキング共同事業体（以下「S & C」という。）が、菊名駅自転車駐車場の整理員へ異動に関する面談を実施した際に、内部告発があり業務上横領の疑いが生じたため、当該自転車駐車場を含む市内の全自転車駐車場（227箇所）の抜き打ち監査と整理員235名に対する事情聴取を実施しました。

その結果、菊名駅自転車駐車場で、同社雇用の整理員が関与する後払い整理料の一部を着服していた事実が5月11日に判明しました。

原因は管理事務所で使用する後払い札に通し番号がなく、また、実際に徴収した金額を帳簿に記載しなかったため書面審査では発見することができず管理体制が不十分であったことによるものです。

再発防止策として自転車に貼り付ける後払い札に通し番号を付けて管理する方法を既に実施するとともに、今後、受託業者に対しては、指導・監督をより一層強化し、自転車駐車場に対する監査を年2回以上行うことや整理員に対する研修の充実など体制の強化を図り、適正な管理運営を行うことを再度徹底します。

2 5月18日の常任委員会報告後の状況

着服された整理料319,400円については、5月20日に納付させました。

また、菊名駅自転車駐車場の管理運営を行っているS & C及びS & Cを構成する3社については、6月8日から1か月間の指名停止の措置がとられています。

なお、7月1日に外部有識者の方々に構成する「横浜市営有料自転車駐車場管理運営業務委託評価委員会」を開催し、平成21年度下半期の管理運営状況を検証するとともに、今回不正行為のあったS & Cにヒアリングを行った上、今年度の委託契約継続の可否や再発防止策についての意見を聞く予定です。